

第58回平成26年7月与謝野町議会臨時会会議録(第1号)

招集年月日 平成26年7月16日

開閉会日時 午前9時31分 開会 ~ 午前10時03分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	高岡 伸明	10番	塩見 晋
2番	和田 裕之	11番	河邊 新太郎
3番	小牧 義昭	12番	有吉 正
4番	渡邊 貫治	13番	家城 功
5番	安達 種雄	14番	勢 旗 毅
7番	伊藤 幸男	15番	多田 正成
8番	藤田 史郎	16番	今田 博文
9番	宮崎 有平		

2. 欠席議員(1名)

6番 江原 英樹

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 奥野 稔 書記 土田 安子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町 長	山添 藤真	代表監査委員	足立 正人
副 町 長	和田 茂	教 育 長	塩見 定生
企画財政課長	植田 弘志	教育委員長	岡田三栄子
総務課長	浪江 学	商工観光課長	小室 光秀
岩滝地域振興課長	小池 大介	農 林 課 長	井上 雅之
野田川地域振興課長	坪倉 正明	教育推進課長	長島 栄作
加悦地域振興課長	森岡 克成	教 育 次 長	小池 信助
税 務 課 長	秋山 誠	下 水 道 課 長	西村 良久
住民環境課長	朝倉 進	保 健 課 長	前田 昌一
会 計 室 長	飯澤嘉代子	福 祉 課 長	浪江 昭人
建 設 課 長	西原 正樹	水 道 課 長	吉田 達雄

## 5. 議事日程

- |       |         |   |             |
|-------|---------|---|-------------|
| 日程第 1 |         | 会議録署名議員の指名                                |             |
| 日程第 2 |         | 会期の決定                                     |             |
| 日程第 3 | 議案第 63号 | 専決処分の承認を求めることについて<br>(与謝野町固定資産評価員の選任について) | (提案理由説明～表決) |
| 日程第 4 | 議案第 64号 | 和解及び損害賠償の額を定めることについて                      | (提案理由説明)    |
| 日程第 5 | 議案第 65号 | 与謝野町立明石地区公民館新築工事請負契約の<br>締結について           | (提案理由説明)    |
| 日程第 6 | 議案第 66号 | 財産の取得について(AED(自動体外式除細動器))                 | (提案理由説明)    |

## 6. 議事の経過

(開会 午前 9時31分)

議長(今田博文) 皆さん、おはようございます。

きょうは臨時会ということで、大変ご苦労さんでございます。

本日、江原議員より欠席の届が出ております。

ただいまの出席議員は15人です。定足数に達しておりますので、これより第58回平成26年7月臨時会を開会し、本日の会議を開きます。

開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は7月16日でございます。ちょうど1週間前には台風8号が日本列島に上陸するおそれがあるということで、大変心配をいたしましたけれども、おかげさまで、この丹後地方、とりわけ与謝野町におきましては、何事もなく過ぎましたこと、大変ありがたいというふうに思っております。しかし、台風でいろいろな地域におきまして大きな被害が出ております。とりわけ長野県南木曽町では、台風とはかなり距離があったわけでございますけれども、梅雨前線の影響もありまして、1時間に70ミリという非常に大きな集中豪雨が降りまして、土石流が発生をする中、大変皆さん、ご苦労をされております。ちょうど私たち議会運営委員会も、そのときに長野県の飯綱町というところに視察研修に行かせていただきました。私たちの研修に行かせていただきました町は、長野県でも北部になりますので、天気も荒れ模様ではなく、少し曇っておりますけれども、台風の影響もなく、無事に研修を済ませることができました。しかし、家に帰りましてから、テレビを見ますと、長野県で大きな災害が起きたというふうなことをテレビで報道をしております、非常に驚いたような次第でございます。これから台風シーズンになりますけれども、台風の被害、災害が起きないように祈るばかりでございます。

本日の臨時会は7月1日付で特別職の2人の新任の方、そして、職員の皆さんの異動があってから初の議会ということになります。予定されておりました加悦中学校、そして、橋梁工事等の入札が不成立に終わったということで、議案も少なくなりましたけれども、慎重審議をよろしくお願いを申し上げます。

ここで山添町長から挨拶の申し出がありますので、これをお受けします。

山添町長。

町長(山添藤真) 皆様、おはようございます。

夏を本番を前にしまして、梅雨明けが待ち遠しいきょうこのごろであります。

先ほど議長の挨拶にもありましたが、本日は7月16日ということで、私が町長に着任をいたしましてからちょうど3カ月を迎えるという日であります。この3カ月間を振り返ってみますと、6月の補正予算、そして、人事案件、また、町政懇談会など、多くの皆様のご協力のもとに何とか町政運営を進めることができているというふうに考えております。

本日は、第58回平成26年7月与謝野町議会臨時会の招集をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には公私ともども大変お忙しい中をご参集をいただきまして、心より厚く御礼を申し上げます。

本臨時会におきましては、専決処分の承認案件1件、和解及び損害賠償の額を定める案件1件、工事請負契約の締結案件1件、財産の取得案件1件の都合4件の重要議案をご提案することとい

たしております。

どうぞよろしくご審議をいただき、ご承認を賜りますよう、お願いを申し上げます。

さて、本臨時会から、こちら側の出席者の交代や異動などがございますので、この場をおかりいたしまして、ご紹介をさせていただきます。

まず、初めに本年7月1日から与謝野町教育委員会委員長として岡田三栄子氏にお世話になっております。ご紹介を申し上げたいと思います。また、代表監査委員として同じく本年7月1日から足立正人氏にお世話になっております。なお、議会選出の監査委員として本年5月12日から有吉正議員にお世話になっておりますので、あわせてご紹介を申し上げます。

さらに7月1日付の人事異動におきまして、総務課長に浪江学企画財政課長を、企画財政課長に植田弘志税務課長を配置がえをし、議会の事務部局から出向の秋山誠を税務課長に、そして、新たに商工観光課長に小室光秀を任命し、本臨時会から説明員として出席をさせております。さらに総務課長でありました奥野稔を議会の事務部局へ、商工観光課長でありました長島栄作を教育委員会の事務部局へ出向させております。その結果、議会の事務部局では奥野稔を議会事務局長に任命され、教育委員会の事務部局では、教育次長兼教育総務課長に教育推進課長の小池信助を任命され、長島栄作を教育推進課長に任命をされております。

以上のとおり本臨時会からお世話になっておりますので、どうかお願いを申し上げます。

議員の皆様のご理解とご協力とお願いを申し上げます。簡単ではございますけれども、開会の挨拶とさせていただきます。

議 長（今田博文） 動議ですか。休憩動議。

1 5 番（多田正成） ちょっと教育長の紹介がなかったように思うんですが。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） ただいまご指摘がありました教育長との関係と、副町長との関係は議会において議決をいただいておりますので、今回のご説明には省かせていただいております。

議 長（今田博文） 本日の会議はお手元に配付しております議事日程に従い、進めたいと思います。

ご報告します。お手元に配付しておりますように、本臨時会に提出されております議案は、議案第63号 専決処分の承認を求めることについて（与謝野町固定資産評価員の選任について）ほか3件であります。以上、4件を上程します。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第123条の規定により、5番安達種雄議員、7番伊藤幸男議員、以上、2名にお願いすることにします。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日と7月17日の2日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（今田博文） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日と7月17日の2日間に決定をいたしました。

（秋山税務課長 退席）

議 長（今田博文） 次に、日程第3 議案第63号 専決処分の承認を求めることについて（与謝野町固定資産評価員の選任について）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町 長（山添藤真） それでは、議案第63号 与謝野町固定資産評価員の選任について、専決処分を報告し、承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

固定資産評価員は従来から税務課長を選任していますが、本年7月1日付の人事異動によりまして植田税務課長を企画財政課長に任命がえをいたしましたので、その後任として任命いたしました秋山税務課長を固定資産評価員として選任し、7月1日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

よろしくご審議をいただき、ご承認賜りますよう、お願いを申し上げます。

議 長（今田博文） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（今田博文） ご異議なしと認め、これより議案第63号を採決します。

本案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（今田博文） ご異議なしと認めます。

よって、議案第63号 専決処分の承認を求めることについて、与謝野町固定資産評価員の選任については、原案のとおり承認することに決定しました。

暫時休憩します。

（休憩 午前 9時43分）

（秋山税務課長 着席）

（再開 午前 9時43分）

議 長（今田博文） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を続行します。

次に、日程第4 議案第64号 和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町 長（山添藤真） 議案第64号 和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法の定めにより議会の議決を求めるものでございます。

対象となりました事故は1件でございます。平成25年10月17日、午後0時27分ごろ、与謝野町字男山75番地2先の主要地方道網野岩滝線と町道ズメ線との交差点内において、公用車と立石奈奈江氏、運転の車両が接触したことを原因として、立石奈奈江氏の車両が相手方である柴山小百合氏の保有する車庫に衝突してしまうという事故が発生をいたしました。この事故について、当町が加入をする保険会社と協議をしました結果、過失割合を当方が100%、相手方

が0%とした上で、相手方損害額163万6,950円全額を、当町が加入をする一般財団法人全国自治協会災害共済事業自動車損害共済保険の対物賠償共済から賠償するとして、現在、示談を進めているものでございます。この事故について、示談の協議を受け、地方自治法の定めによりまして、議会の議決を求めます。

なお、今後は、より一層の丁寧な運転に努めるよう職員に引き続き指導をしまいたいと考えております。

それでは、本件につきましては、担当課長から補足の説明をさせますので、よろしくご審議をいただき、ご承認をお願い申し上げます。

議長（今田博文） 浪江総務課長。

総務課長（浪江 学） 私のほうから若干の補足説明をさせていただきます。

お手元に議案資料を配付しておりまして、この議案資料の2ページに本件事故の詳細が書いてございますので、これを参考にさせていただきたいと思っております。

事故の発生日時は、昨年、平成25年10月17日、午後0時27分ごろということでございます。事故の発生場所、事故の状況につきましては、ここに書いてございますとおりでございます。今回の議案の相手方でございますが、車庫の保有者でございます、柴山小百合さんでございます。

本件の事故につきましては、町と相手方の車両接触事故を原因としまして、相手方の車両が第三者でございます、今回の車庫の所有者でございます方の、その持ち主であります車庫に衝突をした事故だということでございます。したがって、全体としましては、相手方の車両の損害賠償、それから、相手方の運転手の方がおけがをなさっておりますので、その方に対する損害賠償、それから、今回の議案として上げさせていただきました車庫の損害賠償、3件が発生しております。

相手方の車両の損害賠償につきましては、本年3月定例会におきまして、既に示談の上、ご承認をいただいておりますので、これは既に完了をしておるわけでございますが、今回、改めまして車庫の所有者の方への損害賠償をご提案させていただいているものでございます。残る相手方車両の運転手の方との示談は現在継続中ということでございます。

3月にご提案させていただきました相手方車両の損害賠償につきましては、示談が既に完了しており、その過失割合が町が80%、相手方が20%というふうに決定をいたしております。今回の車庫の損害賠償につきましては、町と相手方車両の運転手の方の共同不法行為ということに、位置づけになるということから、今、申し上げました過失割合が適用されるということになります。したがって、今回、ご提案しております車庫の損害額が163万6,950円でございますが、共同不法行為ということになりますので、今、申し上げました町が80%に当たります130万9,560円を負担し、相手方が20%であります32万7,390円を負担するというふうに、最終的にはなります。

しかしながら、手続上は相手方の車庫を直していただく損害を補償するに当たりましては、車庫の持ち主は、この議案資料にもございますように、損害額責任割合は0%ということでございますので、保険手続の性質上、過失割合の大きい、すなわち町が一旦、損害額全てをお支払いし、その後に過失割合の少ない相手方から20%相当額をいただくということになります。これが一

一般的な保険手続の通例ということでございますので、今回も、そのようにさせていただきたいというふうに考えております。したがって、今回の場合、町の保険会社であります共済サービスが相手方の保険会社に20%を請求し、相手方の保険会社から町の保険会社に20%を受け入れるということに、最終的にはなるということでございますので、そのご理解で一つご審議のほうをよろしくお願いを申し上げたいというふうに思っております。

私からは、以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（今田博文） 本案については、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第5 議案第65号 与謝野町立明石地区公民館新築工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町長（山添藤真） それでは、議案第65号 与謝野町立明石地区公民館新築工事請負契約の締結について、その概要をご説明を申し上げます。

この工事は、本年度において明石地区公民館の新築工事を実施するものでございます。契約の概要につきましては、添付の議案資料にお示ししておりますとおり、去る7月11日に入札参加業者2者により条件付一般競争入札を執行しました結果、契約の相手方は安田建設株式会社、代表取締役 安田昌司、契約金額は8,293万3,200円で、うち消費税相当額は614万3,200円でございます。

工期は、本議案の議決日の翌日から平成27年3月31日までとするものでございます。

工事の内容につきましては、教育推進課長から説明いたしますので、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますよう、お願いを申し上げます。

議長（今田博文） 長島教育推進課長。

教育推進課長（長島栄作） それでは、引き続きまして、私のほうから工事内容につきまして、お手元にお配りをいたしております議案資料に基づき、ご説明申し上げます。

議案資料の3ページをお開きください。資料 1、明石地区公民館新築工事の工事概要でございます。

次の4ページ、資料 2 - 1につきましては、配置図、付近見取図でございます。

次の5ページにつきましては、資料 2 - 2に平面図としております。

次の6ページでございますが、資料 2 - 3でございまして、立面図を添付いたしておりますので、ごらんください。

現在の明石地区公民館は、昭和33年に建築されました木造2階建ての建物でございまして、老朽化が著しく、地震などの災害時に対する不安があり、また、バリアフリーなどにも対応していないため、地元自治会から建てかえの要望をいただいております。今回、地区内の別の場所に新しい公民館を建設するものでございます。新しく建築いたします明石地区公民館は、現在の公民館より南西方面、約100メートルの場所にあります府営住宅跡地に建築するものでございまして、土地は町所有の土地であるため取得費用は発生しておりませんが、造成工事を平成25年度で実施をいたしております。敷地面積は1,986.58平米で、建築面積は防災倉庫の20平米を含みまして379.10平米でございます。残りにつきましては、駐車場等に活用す

る計画といたしております。

建物は、平家建て、木造平家建てでございまして、建物内部には多目的ホール、多目的ホールと可動間仕切で区切られました会議室A、小規模の会議室等に活用予定の会議室B、調理実習室、和室、事務室などを備えております。また、公民館とは別棟として防災倉庫も整備する計画といたしております。

建築費用は8,293万3,200円でございます。建築費用の3分の1につきましては、地元自治会にご負担をいただきまして、残り3分の2は町が負担することとなっておりますので、2,764万4,000円は、地元よりご寄附といたしております。また、建築にかかります負担分、町負担分5,528万9,200円のうち、5,250万円は合併特例債を活用し、一般財源は278万9,200円となっております。工事完了は年度内の平成27年3月31日までといたしておりますので、本年度中の工事完了の予定のため、早急に工事に着手する必要がありますので、今回の臨時会をお世話になっております。

以上が、工事の内容でございます。よろしくご審議をいただき、ご承認いただきますよう、お願い申し上げます。

議 長（今田博文） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第6 議案第66号 財産の取得について（AED（自動体外式除細動器））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町 長（山添藤真） 議案第66号 財産の取得について、ご説明を申し上げます。今回、購入のAEDは、各地区公民館や会館、大江山運動公園グラウンドなど、各グラウンド、体育館など36施設のAEDを更新し、さらに阿蘇シーサイドパーク管理棟、幾地コミュニティ広場、集会所及び岩滝城山公園、テニスコートの3施設に新設をし、また、岩滝ふれあいセンターに寄贈を受けたAEDについても更新時期が参っておりますので、あわせて更新し、都合40台を購入するものでございます。

各地区公民館など36施設に設置をしておりますAEDにつきましては、平成21年8月に購入したものでございまして、バッテリーの使用期限であります5年を経過するに当たり、本体の使用期限を2年残すものの、バッテリー自体の価格もかなり高額なため、バッテリーのみの更新ではなく、本体ごと更新するものでございます。概要につきましては、添付の議案資料にお示しをしておりますが、7月4日に3業者から見積書を徴収しました結果、契約の相手方は株式会社淀徳商店与謝野事務所、代表取締役 古橋直明、取得金額は1,166万4,000円で、うち消費税相当額は86万4,000円でございます。契約の期間は、本件議決日の翌日から平成26年7月28日までとするものでございます。

今回、購入を予定をしておりますAEDの概要につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議をいただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長（今田博文） 浪江総務課長。

総務課長（浪江 学） 補足説明をさせていただきます。

ただいま町長から本案の概要説明がございましたが、引き続きAED（自動体外式除細動器）

の概要などにつきまして、ご説明をさせていただきます。

お手元に配付しております議案資料の7ページをごらんをいただきたいと思います。ここに今回、取得をいたしますAEDの概要をお示ししております。

1では取得AEDの主な仕様内容。2では契約事項。3では取得費の財源内訳。4で指名業者となっております。

既に本町で導入しておりますAED全てが日本光電工業株式会社製となっております。今回、更新しますAEDにつきましても、仕様の決定に当たりましては、これまで同様に日本製である日本光電工業株式会社製のAEDにさせていただいたものでございます。このAEDの主な仕様といたしましては、品名は日本光電工業株式会社製 カルジオライフAED - 2150でございます。本体にバッテリーパック、使い捨て除細動パッドを装着し、持ち運びを容易にするためキャリングバッグに収納することとしております。また、製品の特徴としましては、従前の製品ですと使い捨て除細動パッドについて、成人用と小児用の2種類を使い分けする必要がございましたが、今回、購入します製品では、使い捨て除細動パッドが成人・小児とも共通であり、本体に接続してありますパッドで、どちらも対応ができるということでございます。

さらに、成人・小児モードの切りかえについては、スイッチを切りかえるだけで対応できるということから、大変スムーズな使い分けが可能となっております。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、よろしくご審議をいただき、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長（今田博文） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会します。

次回は、明日7月17日、午前9時30分から開議しますので、ご参集ください。

ご苦労さんでした。

（散会 午前10時03分）